

市民環境常任委員会視察概要

○平成25年10月2日（水）午後2時～午後3時30分

鳥取県鳥取市【鳥取市太陽光発電による公共施設の屋根貸し事業について】

鳥取市役所において、房安鳥取市議会副議長の挨拶及び鳥取市の概要説明、荻野委員長の挨拶の後、環境上下水道部生活環境課山本課長補佐から視察事項の説明が行われた。

◎経緯、目的

「第2期鳥取市環境基本計画」及び「鳥取市地球温暖化対策実行計画」（施策期間：平成23年度～平成27年度）において、「再生可能エネルギーの利用」を重点項目として位置付けている。また、本年度から行財政改革における1つの手法としてファシリティマネジメントを導入し、市有財産の有効活用に取り組んでいる。

目的については、再生可能エネルギーの全量買取制度の実施に伴い、①再生可能エネルギーの利用促進、②公共施設の有効活用、③災害時等における公共施設機能の強化、④地域経済の活性化、⑤環境やエネルギーに対する市民意識の向上を図ること等となっている。

なお、この公共施設の屋根貸し事業については、鳥取県内では米子市に次いで2番目の実施である。

◎事業の概要

市は太陽パネルの設置場所として市有施設の屋根を民間事業者を提供し、民間事業者は市有施設の屋根に太陽光パネルを設置し、市に使用料を納付する仕組みとなっている。

事業者の選定については、公募型プロポーザル方式とし、使用を希望する施設、設置する太陽光発電設備、事業内容等を提案していただき、選定委員会で審査を行った。

実施期間については、事業者からの提案にもよるが買取制度に合わせ最長20年としている。

応募条件については、使用料を売電収入の3%以上、市内事業者であることとして、本年7月1日から7月22日までの期間で募集を行った。対象施設は9箇所、市内の小中学校の体育館又は校舎の屋根となっている。これについては、教育委員会で今後20年屋根の改修が必要ないであろうと想定される平成10年度以降建築の施設となっている。

◎現在、今後の主な取り組み

9施設の募集に対し、決定したのは3施設であった。市内の4事業者から応募があり、7月26日に事業者を決定した。

決定した施設数が少なかった理由としては、募集期間が短かったことが挙げられる。調査する期間が限られていたため、現地や図面などから判断し、施工しやすいところが選ばれた。

使用予定者の選定については、選審査基準を設けて各評価項目について選定委員会で審査を行った。審査項目は、発電設備の仕様及び安全性、設置後の管理、非常用電源の提案、地域貢献等として、鳥取市では100点満点のうち使用料を50点の配点にした。

今後の事業スケジュールについては、事業者からの提案書はアバウトな内容となっているので、構造計算や設計等を確認し、10月上旬に協定書を締結する予定となっている。10月下旬には経済産業省の設備認定、11月上旬には中国電力への連系の申し込みを事業者の方で行い、これらの回答を待って11月下旬に行政財産使用許可証を発行し、諸手続きが完了した12月に事業者が工事にとりかかる予定となっている。

◎実績、効果、市民の反応

3施設合計の発電容量は、50kW掛ける3施設の約150kWとなっている。50kW以上になると高圧電力となり、受変電設備が必要となること、電力会社との手続きも複雑となることから、50kW以下の低圧電力としている。なお、150kWは、一般家庭の年間使用電力約40世帯分に相当する。

使用料は、3施設合計で年間約22万円であり、20年間で約440万円である。使用料算定式は、平成25年度の調達価格37.8円に太陽電池容量の合計、年間1,000時間、3%以上の使用料係数、1.05を掛けたものとなっている。使用料係数については提案された事業者によってまちまちで、今回は3%と5%という結果だった。

提案内容については、使用料、費用負担、発電設備、設備のメンテナンス等があるが、その他の提案として、災害時の活用ということでパワーコンディショナーにコンセントを設け停電時に電力を供給することやモニター内蔵SDカードにより発電結果を学校での環境教育に活用する等の提案を受け、これらを実施していただくことになっている。

市民の反応については、各種会合や研修会等で説明した際には大変好評であった。

◎課題、展望

今回応募の無かった6施設については、募集期間を延ばし再度募集を行う予定。1施設当たりの規模は小さいが取り組みが容易であることから、募集要項や申請書類を簡易な作りにして、今後、他の公共施設にも拡大することを考えている。

◎質疑応答

質疑 目的の中に災害時等における公共施設機能の強化とあるが、これについて伺いたい。

応答 全量固定価格買取制度ですので、通常、電気は全て電力会社の方に行きますが、災害時にはパワーコンディショナーにコンセントを差して、避難所で使用できるようにします。

質疑 今回決まった3施設はどこか。また、応募してきた4事業者はどんな会社か。

応答 修立小学校体育館、世紀小学校体育館、国府東小学校体育館の3つです。世紀小学校には3事業者の応募があり、太陽光発電設備を販売、施工している会社に決まりました。修立小学校と国府東小学校は、住宅の建築やメガソーラーにも携わっている会社に決まりました。

質疑 いずれも市内の事業者か。

応答 地元業者育成等の観点から、応募資格として鳥取市内に本店・支店もしくは営業所を有する法人その他の団体としています。

質疑 世紀小学校に人気集中した理由を伺いたい。

応答 引き込みの電柱を建てやすかったということがあります。施設の前が駐車場となっており、電柱を建てやすい状況にありました。

質疑 体育館の屋根というとかまぼこ型を思い浮かべるが、その方が設置に向いているのか。

応答 体育館は、かまぼこ型ではなく勾配屋根となっています。

質疑 9施設の募集に対して決まったのが3施設だが、予測としてはどうだったのか。

応答 他市の状況を見ても、だいたい3割ぐらいとなっています。事業者の方も対象施設の中から条件の良いところを選ぶということもありますし、今回は手始めといった部分があったと思います。

質疑 今回の9施設は、市内の小中学校全部か。

応答 全部ではないです。市内の小中学校の中で、途中で屋根の改修がないであろうと思われる平成10年以降建築の学校を選んでおります。

質疑 設置事業者が倒産した場合、どうなるのか。また、9施設の募集に対して決まったのが3施設だが、残りの6施設に応募が無かった要因は何か。

応答 まだ協定は結んでおりませんが、事業者が倒産した場合、協定書の中で事業者側から事業中止の申し入れをできるようにいたします。その場合の費用については原則事業者側の負担となりますが、協議により市に設備を譲渡することも可能といたします。事業の完了後についても、原状回復を原則としますが、市との協議により譲渡することも可能といたします。次に、残りの6施設に応募が無かった要因ですが、周囲にネットが張っており電柱が建てにくいといったことがあります。また、業者から募集期間が短く、詳細な検討ができなかったというようなことも言われました。

質疑 費用負担や使用料について詳しく伺いたい。

応答 市側としては、屋根を貸すことによる賃料を使用料ということでいただきます。これが年間で約22万円です。事業者側は、発電した電力を電力会社に売って、その収入を利益とするということです。

質疑 事業者側のメリットは何か。

応答 市側は13年から14年で元が取れるのではないかと見込んでおりましたが、事業者が実際に提示した施工費用の金額で計算すると、約10年で元を取る計算となっております。

質疑 この事業の提案者は議員か、または市側か。

応答 市側です。この事業は、手軽で取り組みやすいということが挙げられます。費用負担がなく使用料をいただけますし、事務量もそれほどありません。

質疑 設置に関して、自社の宣伝を入れることは可能か。

応答 入れることも考えておりましたが、学校側からストップがかかりました。

質疑 今後、どういった施設に設置していく予定か。

応答 老人ホームや旧町村の総合支所といったところを考えております。

質疑 3点伺いたい。1番最初に小中学校が選ばれた理由は何か。2点目は、新たに老人ホーム等にも設置していきたいということだが、これは今後20年間屋根の修繕が必要ないということが条件になるのか。3点目は、使用料係数について3%以上となっているが、これは条件によって変わっていくのか。

応答 学校を選んだ理由は、大きな面積がとれるということです。その中から、修繕の必要が無さそうなところを教育委員会にピックアップしていただきました。老人ホームについては、以前から設置要望が上がっておりました。計算式については、調達価格に太陽電池容量、年間1,000時間、3%以上の使用料係数、1.05を掛けたものとなります。平成25年度の調達価格は37.8円ですが、来年度はこれより下がると思います。太陽電池容量は提案事業者によって変わります。年間1,000時間については、実績で行う方法もありますが国の方で出している数字を使い1,000時間で固定しています。使用料係数3%以上についても、提案事業者によって変わってきます。審査項目の中で、使用料の配点が半分を占めることから、影響は大きいと思います。

質疑 計算式は自治体ごとに決めるものということか。

応答 これはあくまで鳥取市の方式ですので、考え方は自治体次第となります。

質疑 今回募集した9つの学校は、全て避難所となっているのか。

応答 全て避難所となっています。

質疑 選定委員会のメンバー構成について伺いたい。

応答 内部の関係する課の課長級5名で構成しております。外部の専門家の方は入っておりません。

【鳥取市太陽光発電事業についての取り組み】

◎青谷町いかり原太陽光発電事業

青谷町いかり原太陽光発電施設を現在整備している。事業主体は市で、最大発電出力は約600kWとなっている。この場所は現在も使用している市営の牧場であるが、牛の数も少ないことから利用可能と判断して、15ヘクタールのうち約1.26ヘクタールに今回設置する。なお、鳥取市の他に、県内では日南町と南部町の2町が直営で太陽光発電事業を行っている。

◎鳥取市電気事業特別会計の設置（平成25年度6月補正）について

電気事業により生ずる売電収入等をもってその歳入とし、事業の管理、運営に係る経費をその歳出とすることで、電気事業の円滑な運営とその経理の適性を図るため、平成25年度6月補正で鳥取市電気事業特別会計を設置した。

現段階での20年間の全体収支見込みは、収入が7億7,518万円でこのうち売電収入が4億7,360万円である。年平均で約2,368万円の売電収入を見込んでいる。

支出については、工事費、維持管理費、起債の償還等で7億926万円を見込んでおり、差引6,591万円のプラスであり、年平均では330万円を試算している。

事業費については平成25年度6月補正で組んだ。平成25年の事業費としては、売電収入が472万3,000円で平成26年2月からの売電を見込んでいる。また、電気事業債3億160万円を借り入れしており、建設費については全てこちらで賄う。

工事の進捗状況については、平成25年7月23日に入札を執行し、現在、造成工事を行っている。太陽光パネル設置事業者についても、平成25年8月20日に決定し、平成26年1月31日までに設置することとなっている。

◎鳥取市自然エネルギー導入促進事業補助金について

鳥取市では、地球環境保護のため、太陽光・風力などの自然エネルギーを利用した発電システムや薪ストーブ、ペレットストーブ、太陽熱温水器、民生用燃料電池システム、家庭用蓄電池などを設置される市民に対して、設置費の一部を補助している。これは通常、市町村が事業主体の制度であるが、本件は市町村が実施する事業の2分の1を県が補助するということもあり、手厚い制度となっている。

鳥取市では、平成25年度より太陽光発電システム補助金の単価を1kWあたり5万円（上限20万円／4kW）から7万5,000円（上限30万円／4kW）に引き上げた。県内の市町村では、それぞれ金額やメニューの設定をしているが、1kWあたり7万5,000円は県内で最も高い金額となっている。

補助対象者については、①自らが居住する鳥取市内の住宅等に対象設備を設置する者（民生用燃料電池システムについては、工場及び事業場等を含む。）、②集会所、共同利用施設等に対象設備を設置する町内会、③対象設備が設置された建売住宅を購入する者としている。

補助対象設備について、①の太陽光発電システムの件数は平成21年度には162件だったものが、平成24年度は404件でうなぎのぼりに増えている。②の小型風力発電設備はほとんど実績がない。③の薪ストーブ、④のペレットストーブ、⑤太陽熱温水器、⑥民生用燃料電

池システム、⑦家庭用蓄電池については、設備購入費の10分の1の補助を出している。⑧LED照明器具、⑨高効率給湯器についても補助している。

平成25年度予算額は1億4,425万円で太陽光発電システム450件程度、その他対象設備175件程度としているが、太陽光発電システムについては平成25年12月で終わる見込みである。

◎質疑応答

質疑 補助対象設備の中に薪ストーブやペレットストーブが入っているが、これは化石燃料を使わないからということか。

応答 そのとおりです。鳥取市は豪雪地帯ということもあり、薪ストーブの応募が例年10件程度あります。ただ、薪ストーブは煙の問題がありますので、2次燃焼装置を必要とする等の条件を決めておりますし、近所の同意というものも求めています。

質疑 市営の牧場ということだったが、市で牛を飼っているのか。

応答 鳥取市の牧場ですが、農業公社に管理委託しており、そこが個人の酪農家に貸しています。今は、12頭ぐらいと聞いております。

質疑 それは種牛か、または食用の牛なのか。

応答 繁殖牛です。かなり値打ちがあると聞いております。

質疑 なぜ特別会計なのか。

応答 一般会計の中に混じってしまうと、どの分が売電収入かといったことが分からなくなってしまう。特別会計ですと、その年々の売電収入がいくらで支出がいくらか把握できます。収支のバランスをはっきりさせる意味で独立させました。それから、電気事業債という起債を借り入れするのですが、その許可を貰うのに特別会計の設置が条件になっています。

質疑 ソーラーパネルを増やしていくといった場合、この特別会計の中にどんどん入れていくのか。また、公共施設の屋根貸しや補助金事業はこの中に入れないのか。

応答 公共施設の屋根貸しについては、売電収入ではなく行政財産の使用料ですので、使用料は施設の維持管理に充当しようかなと考えております。

質疑 電気事業特別会計というものを初めて聞いたが珍しいのか。

応答 県内では、南部町が平成25年度事業実施予定です。

質疑 この特別会計は、組合を作ったり、新たな発電所を建設するといった発展性のあるものというより、電気事業債のための会計、償還がはっきり分かるための会計という意味合いでいいか。

応答 そのとおりです。電気事業債の借り入れには、特別会計の設置が条件になっております。

質疑 売電収入以外の収入は何か。

応答 電気事業債の借り入れです。建設費を全額こちらで賄います。

質疑 電気事業債は何か制限があるのか。

応答 売電事業をしますというのが条件で、市が事業主体であれば制限はありません。

質疑 こういった事業はこれから増えるのか。

応答 買取価格次第ではないかと思えます。再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法により、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が平成24年7月1日から開始されましたが、これは3年間高い金額を保証することになっております。昨年が42円、今年が37.8円、来年はもう少し下がると思えますので、そこまでが勝負ではないかと考えます。

質疑 維持管理費用は、年間どのぐらいを見込んでいるのか。

応答 維持管理費用は年間400万円、修繕費は年間50万円を見込んでおります。

質疑 学校の屋根貸しについては、年間どのぐらいの維持管理費用を見込んでいるのか。

応答 学校の屋根貸しについては事業者側の負担となりますので、維持管理費用の試算はしておりません。

○平成25年10月3日（木）午前9時25分～午前10時40分

鳥取県倉吉市【倉吉市地域産業振興ビジョンについて】

倉吉市役所において、谷本議長の挨拶及び倉吉市の概要説明、荻野委員長の挨拶の後、産業環境部商工課三船課長から視察事項の説明が行われた。

◎倉吉市地域産業振興ビジョン策定の経緯、目的

倉吉市地域産業振興ビジョンが出来上がる根拠となるものが、倉吉市くらしよし産業元気条例であり、地域産業振興ビジョンの策定については、条例の第5条において定めている。

条例制定の動機、背景として、厳しい経済状況の中、地方においては地域産業の振興は不可欠である。そのような状況の中、議員有志により、地域産業を元気にすることで、結果として市民生活をより良くすることを究極の目的とした、産業を元気にするための条例制定に向けた活動が開始された。平成20年7月の開始以来、約8ヶ月の間に20回以上にわたる検討会や意見交換会等を行ってきた。また、パブリックコメントを求めるなど、条例制定の過程も大切にしてきた。このような過程を経て制定された条例がしっかりと機能するよう、議会として遠目で見ているのではなく、責任を持って関わっていこうと考えられている。

◎倉吉市地域産業振興ビジョンの概要

ビジョンの策定については、条例の中で数値目標を定めて、その数値目標に向かって成果が出るよう策定することとなっている。地域産業の振興に関する数値目標を、雇用創出の観点から「雇用自立度」、市民生活向上の観点から「市民所得指数」で設定している。

市民の市内での就業者数割る市民である就業者数に100を掛けたものを雇用自立度と呼ぶ。現在、雇用自立度の数値が減少傾向で推移しているため、地域経済の活性化と雇用創出を促進し、雇用自立度の減少を食い止め、数値を改善することを目標としている。

市民所得指数の数値の定義については、県内市町村の市町村民税課税状況（1人平均・課税標準額）を100とした場合の、倉吉市の市民税課税状況（1人平均・課税標準額）の数値を市民所得指数としている。市民の所得を上げていこう、県平均より高めようということを目指している。

◎地域産業振興の方向性と戦略

ビジョンは、市民生活の向上と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を基本目標としている。そのためには、地域経済の活性化と雇用創出の促進をしなければならず、方向性として、①ものづくり産業の振興、②農商工連携による新産業の創出、③魅力あるまちづくりと観光業の振興を打ち出した。これらを成し遂げるために、戦略を練り、施策を展開し、具体的な取り組みを定めていこうという大きな方向性を出したところである。

「ものづくり産業の振興」の具体的な戦略として、1つには既存企業の経営基盤強化を掲げている。既存企業の経営基盤を強化し、地元にしつかりと定着してもらいたいということが1つの大きな考えである。そのための施策として、企業定着支援、人材確保支援、ものづくり支

援、販路開拓支援を位置付けている。企業定着支援では、企業回りをしっかり行い企業ニーズを把握することや制度融資による支援、工場増設による規模拡大の際の下支えとしての企業立地促進補助金を出している。人材確保支援では、Iターン、Jターン、Uターンの促進、求職活動中の方に対するスキルアップ支援を行い有能な人材を企業に送り出している。ものづくり支援では、新製品の開発及び新製品の魅力を高めるデザインの活用について支援している。販路開拓支援では、市場開拓・販売促進イベント、物流への支援を行っている。

2つ目の戦略として、企業誘致を掲げている。企業誘致は雇用確保に即効性があり、産業振興の柱である。施策としては、企業誘致活動の推進、工業団地の再整備を位置付けている。企業誘致活動の推進では、倉吉市関西事務所に正規職員を配置し、関西圏の企業を対象に企業誘致の活動を推進している。また、進出企業への支援策として、企業立地促進補助金制度の創設、進出可能物件を様々な形で情報発信している。

3つ目の戦略として、環境・エネルギー産業の育成を掲げている。そのための施策として、自然エネルギーの活用の拡大、EVカー関連産業の育成を位置付けている。自然エネルギーの活用の拡大では、太陽光発電関連産業への新規参入支援を行っている。EVカー関連産業の育成については、具体的な動き等はない。

「農商工連携による新産業の創出」の具体的な戦略としては、1つには地域ブランド商品の開発を掲げている。そのための施策として、食品加工業の育成、農産物のブランド化を位置付けている。食品加工業の育成では、食品加工業の誘致を行っている。

2つ目の戦略として、販路開拓を掲げている。そのための施策として、農産物・食品加工商品の販路開拓、農産物と観光の連携を位置付けている。農産物・食品加工商品の販路開拓では、商品の販路開拓支援事業補助金、アンテナショップ等の活用、インターネット販売の促進等を行っている。農産物と観光の連携では、魅力ある農産物を観光客に伝えるツアー企画を実施している。

「魅力あるまちづくりと観光業の振興」の具体的な戦略としては、1つにはにぎわいのあるまちづくりを掲げている。近年、市内への観光入れ込み客が増加している。観光を単に交流と位置付けるのではなく、宿泊、飲食、体験等をしていただき、産業としてお金を落とすだけでなく取り組みに変えていかなければならないと考えている。そのための施策として、起業・異業種交流の促進、魅力ある商店街づくりを位置付けている。

2つ目の戦略として、地域観光魅力の創出を掲げている。そのための施策として、地域消費に結びつく観光商品の造成、地域食を核とする観光の推進、インバウンド観光の推進、広域観光の推進を位置付けている。

3つ目の戦略として、観光資源の整備を掲げている。そのための施策として、来訪者をもてなす体制づくり、観光施設の充実を位置付けている。

4つ目の戦略として、観光客の誘致を掲げている。そのための施策として、コンベンション等の誘致、観光情報の発信を位置付けている。

◎具体的な取り組み、実績

「ものづくり産業の振興」の具体的な取り組みとして、1点目は倉吉市企業立地促進補助金制度の拡充が挙げられる。従前、投下固定資産額の3%までしか補助していなかったものを、平成23年1月の制度改正で15%まで引き上げた。また、市長の特認加算を新設した。新規の雇用人数が多ければ、投下固定資産額の最高5%を加算するもので、合せて20%の加算となる。鳥取県自体にも充実した補助制度があり、市の補助制度との併給が可能なことから、うまく組み合わせれば35%や40%の補助が出て、非常に魅力的な補助制度となっている。このような補助制度の拡充により、平成24年は新規の立地が6件あり、新規の雇用が250人確保できるような見込みとなっている。

2点目は、市場開拓・販売促進イベント参加への支援ということで、倉吉市商品等販路開拓支援事業補助金を創設した。市内の中小企業者等が、自社の商品・製品・技術を売り込むため展示会・商談会等へ出展し、ビジネス機会を広げようとする取り組みに対して支援するものである。補助対象の経費は出展料、印刷製本費、交通費、宿泊費等で、補助率は補助対象経費の3分の2、補助限度額は40万円である。平成24年の実績は商談成立が1社である。

3点目は、倉吉市関西事務所による企業誘致活動の強化である。従前、県の関西本部に倉吉市の関西事務所を設置し嘱託職員1名を配置していたが、平成23年4月から課長級職員を配置し誘致活動を行っている。これが功を奏し、関西からの誘致が進み成果が上がっている。

4点目は、進出可能物件の情報発信ということで、工業団地、市内の空き地、空き店舗、空き事務所等の情報を提供し、企業へ働きかけを行っている。また、県と連携し、日経産業新聞、日経新聞に企業誘致の広告を掲載し、実際に株式会社カインズの誘致につながった。

5点目は、進出可能物件の拡充ということで、採石場跡地3.7ヘクタールを工業用地として活用したところ、企業の進出が2件決まり完売となった。平成25年11月には工場が建ち操業の運びとなっている。これは、強固な地盤と安価な土地価格がセールスポイントとなった。

6点目は、太陽光発電、小水力、バイオマスの利用拡大の推進ということで、小学校跡地に大規模太陽光発電所（出力750kW）を誘致した。

7点目は、EVカー関連産業の新規参入促進であるが、なかなか取り組みが進まず、EVカーの急速充電設備の設置に留まっている。

「農商工連携による新産業の創出」の具体的な取り組みとして、1点目は農産物加工施設整備への支援が挙げられる。商工会議所、新産業共通基盤（農商工連携を目指す市内企業者の連携組織）と連携し、地元産の農業産品を原料とした食品加工企業の誘致活動を行っている。また、食品の生産から加工までを一手に行う企業の誘致に成功し、新規雇用30名程度、平成27年1月には加工工場が本格稼働する予定である。

2点目は、農産物栽培施設・出荷施設の充実ということで、すいか選果機を導入した。最新鋭の機器により全玉検査が可能になり、厳密な選果により、市場や消費者の信頼が増し、ブランド力のアップにつながっている。

3点目は、物産展参加によるアンテナショップ販売ということで、首都圏への販路開拓のため、市が中心となってブースを設置し、市内業者に出展を促している。また、大型スーパーや

大手百貨店で倉吉フェア、鳥取フェアを実施し、市内業者に参加機会を提供している。

「魅力あるまちづくりと観光業の振興」の具体的な取り組みとして、1点目は空き店舗の活用促進が挙げられる。中心市街地の活性化を図るため、従来からの空き店舗活用・家賃補助制度に加え、空き店舗を活用した企業者に対して店舗改装に要する経費の一部を助成する空き店舗活用・店舗改装補助制度を設けている。この店舗改装補助については、平成25年度から借り手だけでなく貸し手の方についても補助を出し、臨機応変、空き店舗が解消される取り組みを行っている。徐々にではあるが、この制度を活用し、空き店舗の活用が進んでいる。

◎課題

雇用については、直近の有効求人倍率が2年ぶりに1.0を超え、明るい兆しが見えてきたが、なかなか希望する職種・職業に就くのが難しく、さらなる雇用の場の確保が必要であると感じている。

また、最近では起業を志す方も現れ、観光客相手の物販やレストラン経営のみならず、養蜂を行い、そこから採れる蜂蜜でミードと呼ばれる蜂蜜酒を造り特産品にしようとしているグループもある。そういったことから、来年度に向けて起業を支援することも考えている。

◎質疑応答

質疑 倉吉市を代表する産業について伺いたい。

応答 農業です。生産額の第1位は米です。2位はすいかで3位は梨です。

質疑 兼業農家が増えているのか。

応答 兼業農家が増えているというよりも、集約化の観点から農業生産法人や認定農業者を作る取り組みが進んでいます。

質疑 議員提案ということだが、条例制定までの経緯を伺いたい。

応答 条例ができたのは、完全に議員の動きによるところが大きいです。チェック機関という役割とともに、議員自らが産業振興という大きな市の課題に対し、条例を制定し執行機関に執行させるという権能をフルに発揮するため、様々な勉強をされ、この条例の制定に至りました。

質疑 企業立地促進補助金や販路開拓支援は、国や県から支援があるのか。また、この条例は他市の条例を参考にされているのか。

応答 企業立地促進補助金についても、販路開拓についても単市の補助金です。他市の条例を参考にされたかどうかについては、直接、議員から伺ったことはありません。

質疑 予算全体に占める商工費と農林水産費が多いが、これは条例ができる以前からか。また、職員の体制は、条例ができる前と後で変わったか。

応答 予算要求する立場としては、予算が付きやすいと感じております。人員については、本庁は人が増えていませんが関西本部に課長級の正規職員を配置してもらったことが大きいです。

質疑 企業誘致について、どのような調査を行っているのか。

応答 誘致については、県の力が大きいです。アンテナの広がりが大きく、情報収集に非常に長けており、倉吉市に合った案件を紹介してくれます。

質疑 看護大学を誘致する話があるのか。また、看護大学が来た場合、倉吉市にどんなメリットがあるのか。

応答 看護大学ができた場合のメリットは、看護師不足の解消が図れるということがあります。看護師不足の解消のため、看護師協会が倉吉市内にある鳥取短期大学に看護大学を造ってくださいという要望を行い、ほぼ看護大学ができる方向で進んでおります。現在は、教員の確保、実習場の確保、学生の確保、財政について、鳥取短期大学の方で調査中です。あとは、倉吉市や鳥取県、中部の町に対して、財政的な支援協力が来ていますので、これをどうクリアするかということでもあります。

質疑 漫画を使った町おこしを考えているのか。

応答 鳥取県は有名な漫画家を輩出しております。その中に、海外で非常に脚光を浴びている谷口ジローさんという方がおり、倉吉市を舞台にした漫画を描いております。そういったこともあり、県全体として漫画を使った産業振興に取り組んでおり、去年は国際まんが博というものも開催しました。

質疑 広報や議会だよりについても、漫画で書かれているのか。

応答 そういったことはありません。

質疑 インキュベートや販路開拓、農商工のマッチングは職員には難しいと思うが、どのように行っているのか。

応答 販路開拓、新商品開発については倉吉商工会議所に委託しており、商工会議所がコーディネーターの紹介、派遣を受けています。また、地方の特産物を中央で販売する支援をしている方がおり、その方に東京から定期的に来ていただき商品の吟味やアドバイスを受けております。いい商品であれば、その方の店で売っていただくといったことも商工会議所で行っています。

○平成25年10月4日（金）午前9時35分～午前11時00分

島根県出雲市【町内会加入促進モデル事業について】

出雲市役所において、妹尾議会事務局長の挨拶及び出雲市の概要説明、荻野委員長の挨拶の後、総合政策部自治振興課安田係長から視察事項の説明が行われた。

◎経緯、目的

全国的に価値観の多様化、人間関係の希薄化、核家族化が進み、自治会活動に関心を持たない世代が増加し、年々自治会加入率は減少傾向にある。特に、旧出雲市の町部については、平成5年には加入率80%を超えていたが、毎年約2%ずつ下がり、平成25年の加入率は61%台となっている。そのような状況の中、自治会活動に参加しないとしたことや自治協会が災害時の連絡網を作成しようとしたが作れない状況があり、自治協会から要望書等の強い声が寄せられた。

市にとっても、行政連絡業務、災害時の連絡、道路・水路の美化活動を地元の方をお願いする中で、協力関係が薄れていくことは行政運営上、計り知れない影響が予想されることから、平成19年度には特に加入率が低い今市地区、大津地区、塩冶地区、高松地区、四絡地区、川跡地区、神門地区の7つの自治協会と宅建センター、出雲市で町内会（自治会）加入促進検討委員会を立ち上げ、様々な現状分析、検討、意見交換会を行った。平成23年度には検証を行い、平成24年度にはモデルケースを設けて重点的に支援することになり、手挙げ方式による支援を行うこととなった。

◎町内会加入促進モデル事業の概要

平成24年4月1日現在で加入率が低い地区は7つある。この7地区に対し、より重点的かつ効果的な対策を模索することを目的にモデル事業の実施を呼びかけたところ、高松、四絡、川跡の3地域が取り組みたいとの意向を示し、事業がスタートした。

各地域に共通した点として、持ち家率の低下と町内会加入率の低下はほぼ同じで連動している。昔から住んでいる人は自治会に加入しているが、アパート、マンション、分譲地など新しく来た人は入らないという傾向がある。また、3地域はそれぞれ独自の地域性を有している。四絡については、県立中央病院の建設の際に土地区画整理事業が行われ、それ以降アパート、マンションが急激に建ち、持ち家比率が50%を切る地区である。短期間で開発が急激に進み、町内会の加入促進策がなかなか追いつかない地区である。高松地区は、昔ながらの自治会が多いところであるが、アパート、マンションや分譲地が増えている地区である。自治会に加入しない若い世代の転入が多い地区である。川跡地区は、土地区画整理事業が行われたところであり、核家族化が大変進んでいる地区である。100戸以上の分譲地に、当時30代から50代の方が子連れで家を建てたが、現在はその子ども達も地区外に移り住み、高齢化が進み自治会活動がなかなかできない、未加入世帯が多い地区である。

こうした状況を踏まえ、出雲市地域コミュニティづくり支援補助金を活用し、各地域の創意工夫により行われる加入促進活動を概ね3年継続的に支援し、その成果を広く周知し、活用することとした。支援補助は1地区約25万円で、地元の自主財源を合わせるとトータルで30

万円から40万円となる。

◎平成24年度の主な取り組み状況

【高松自治協会】

①加入促進プロジェクトチームの結成

地区をあげて町内会加入率の向上に取り組むため、地域内の各大字6地域から委員33名を選出し、加入促進プロジェクトチームを結成した。平成24年度は、計3回の会議を開催し、加入促進に向けメンバーの共通認識を深めた。

②未加入世帯に防災訓練への参加を呼びかけ

以前から防災に関心が高かったことから、防災訓練を機に未加入世帯との交流を図ることを目的に、隔年で行われる防災訓練に未加入世帯を招待した。一緒に訓練に参加していただき、災害時における地域コミュニティの重要性のPRや自治協会や町内会の活動、組織などについて説明を行い、理解を深めてもらった。

③加入促進チラシによる啓発活動

加入促進チラシを作成し、未加入世帯に配布、啓発した。また、子育て世代の加入促進のため、PTAや幼稚園の保護者会に出かけて自治協会や町内会の活動について説明を行ったほか、コミュニティセンターの窓口にチラシを置き、問い合わせがあった際には対応ができる体制をとった。

④横断幕、看板による啓発

未加入者への呼びかけと地域内の活発な加入促進を促すことを目的に、地区内の主要箇所に横断幕や看板を設置した。

⑤実績

出雲市地域コミュニティづくり支援補助金は20万円。平成24年度の実績については、問い合わせはあったが加入には結びつかなかった。平成25年度も継続して活動を行っている。

【四絡自治協会】

①戸建住宅の訪問による加入呼びかけ

加入促進パンフレット、加入申込書、イベントチラシを持って、戸建の未加入世帯を中心に訪問し、加入を呼びかけた。

②愛育会、PTAで自治協会をPR

愛育会やPTAの総会を訪ねて、自治協会の活動内容の説明や町内会への加入の呼びかけを行った。保護者の多くが未加入世帯であることから、自治協会が取り組む防犯灯の設置管理、子どもたちの見守り活動など日常的に関わりのある事柄を中心に説明を行った。

③加入促進パンフレットで啓発

地区の主要施設や避難所を掲載したマップ、地域の紹介、活動内容、会費等を紹介するパンフレットを作成し、戸建訪問や保護者との話し合いの際に活用した。

④横断幕、看板による啓発

未加入者への呼びかけと地域内の活発な加入促進を促すことを目的に、地区内の主要箇

所に横断幕や看板を設置した。

⑤実績

出雲市地域コミュニティづくり支援補助金は25万円。平成24年度の実績については、新規で2町内会の結成（7世帯）や1世帯が単独で自治協会に加入した。平成25年度については、現在まで数町内会の結成があり、少しずつではあるが加入促進策が実りつつある。

【川跡自治協会】

①加入促進説明用DVDを作成

新しく町内会を結成された方に協力いただき、結成事例紹介のDVDを作成した。新しく町内会を結成された方にインタビューをする形式になっており、結成までの経過、現在の町内会の様子、交流事業、結成して良かった点などを収録している。これを未加入世帯への説明会で上映し、加入者の生の声を伝えることで漠然と描いている不安の解消に努めた。

②町内会加入促進チラシを作成

未加入者に町内会の必要性を認識してもらうために、個別訪問や未加入町内への説明会などに利用した。

③未加入町内への説明会を開催

町内会未結成の地域に赴き、町内会組織の利点や自治協会の活動について説明を行い、町内会結成を促した。

④実績

出雲市地域コミュニティづくり支援補助金は25万円。平成24年度の実績については、新規で3町内会の結成があった。平成25年度についても、現在まで数町内会の結成があり、川跡自治協会へ加入した。

こうした取り組みを行っても、加入率は前年度比で約1%減少している。人口は横這い又は若干の減少であるが、核家族化が進んだことで加入率を算出するための分母である世帯数が年々増えているからである。様々な取り組みによって、分子である加入世帯数を増やしても、それ以上に分母である住基世帯数が増えるということで、加入率が落ちている現状がある。

しかし、こうした加入促進策をしなかった場合を考えると、全体の加入率が50%を切る状況になっていたかも知れず、そのなりの効果があるのではないかと考える。市としても説明会に出たり、助成等の支援を行っているが、加入率をマイナスからプラスにする起爆剤が無い中では、地道な努力を続けていくことが重要であると考えている。

◎課題

過去に「何で市が町内会の加入促進をしているのか。」と言われたことがある。行政が支援することも大事だが、地元住民の皆さんに自治会活動の大切さを再認識していただくように行政がもっていかないといけないかなと思う。

また、行政が上から目線で町内会の加入促進を行っても加入率は上がらない。やはり基本的には、地元住民の皆さんの十分な協力と理解がないと町内会の加入率は上がらない。自治協会を中心としてPRや加入促進活動をしていただき、行政も一緒になって支援することが大切である。町内会の結成を働きかけることは、人の心を動かすことであり大変重要なことと感じている。

このまま加入率が下がることは行政運営についても大変危惧するところであり、地域が元気であることが出雲市の総力のアップにつながる。そういったことから、今後も地道に活動を続けていきたい。なお、こうした努力が実を結び、昨年、神門地区において10年前に分譲された150世帯の未加入分譲地があったが、半年にわたる役員との協議を経て、町内会が結成された。2年後を目途に自治協会に加入していただくよう進めているところである。

◎質疑応答

質疑 町内会の年会費はいくらか。

応答 地域によって違いますが、自治協会費は4,000円から5,000円で、体育協会、環境部会、消防団、まつり等の諸々をトータルすると、年間約2万円から3万円です。

質疑 行政協力費といった自治会に対する補助メニューはあるのか。

応答 個別に団体助成金があり、子ども会、老人会といった個別の活動にはわずかながら出していますが、自治会活動に助成金というのはありません。あとは、委託方式ですが広報の配布等について各町内会に年間で均等割3,000円、世帯割で1世帯500円を出しています。

質疑 自治会の会計報告について、市では把握をしているのか。

応答 町内会は町内会で会計を持っています。自治協会についてはコミュニティセンターが自治協会の事務局を持っていますが、あくまで自治協会の会計であり、行政とは関係がありません。総会で他の事業計画も含めて予算、決算の情報提供をしていただいております。実際に、その場がなかったら自治協会の予算、事業計画は全く分からない状況です。

質疑 自治協会の予算も各自治会からの上納金部分だけの決算で、単位自治会の総額は分からないのか。

応答 詳細な把握はしておりません。単位町内会は約2,400あり、調査したことはありません。自治協会に対し会費等について調査したことはあるが、単位町内会の総額や地区によっていくらか集めているかといったことは、全く把握しておりません。

質疑 どの人達に対して単位町内会に入りましょうと言っているのか。

応答 新しい分譲地など未加入のエリアがありますので、その人達に対して町内会を結成してもらい、自治協会に加盟していただくという取り組みになります。なかなか接する機

会がありませんので、市民窓口でのパンフレット配布等接点づくりから始めています。3月から4月にかけては情報コーナーに立ち、転入者を市民課から誘導していただき、お住まいの地区のパンフレットを渡したり、町内会活動を説明した上で、コミュニティセンターに行ってもらおうよう話をしています。いきなり町内会に加入をお願いしますと言っても、抵抗を受けるので、やんわりとコミュニティセンターに話を振っています。また、地元でも分譲やマンション建設の際は、業者にアプローチをかけて接点をつくっています。

質疑 条例を作る際に、その部分に触れられないと限界が見えてしまう。表現が難しいと思う
がいかがか。

応答 京都市が強制加入に近いような条例を検討されたことがあったが、強制はできないとい
う最高裁の判例が出ている中で断念された経緯は伺っている。また、八潮市が自治会活
動の条例を作られたということで、それを参考にして、現在、自治基本条例を検討して
いるが、その中で自治会活動を住民の皆さんにお願いする内容で作ろうと検討していま
すので、強制加入は文言として入れられません。住民活動をお願いするような文言にな
るのではないかと考えています。

質疑 未加入者に意見聴取をしたということだが、どんな理由が多かったのか。また、支援補
助金25万円の根拠や何に使うのかを伺いたい。

応答 町内会の必要性が分からない、お金や役職の負担に対する抵抗感、近隣の付き合いが面
倒くさい、若い人の意見が通らないといった意見が多かった。支援補助金の金額の根拠
については、積み上げではなく、100万円の予算に対して当初4地区の支援を想定し
1地区25万円を上限としたものです。なお、足りない部分については、自主財源で取
り組みとなります。

質疑 それほどまでして未加入世帯対策に取り組むのはなぜか。また、支援補助金25万円は
どこに出しているのか。

応答 自治協会に活動補助として出しています。未加入の方にお金を渡すのではなく、自治協
会が未加入世帯に対して行う加入促進活動の経費、印刷製本費、パンフレット作成費、
横断幕の作成費、DVD製作費などに使っていただいております。

また、なぜ未加入世帯対策に取り組むのかということですが、各地区で災害時の連絡網
を作る際、その連絡網が作れないという声が一番大きかったです。阪神淡路大震災では、
80%から90%の方が近隣の方に助けられたというデータがありますが、隣近所に誰
が住んでいるのか分からない状況で災害が起こったら、助けようがありません。いざと
なれば、近隣で助け合いをされるとと思いますが、昔と違って地域の中で情報が共有され
ていないので、危機感を持たれたということがあると思います。

質疑 町内会の会費が年間2万円から3万円かかるということだが、もう少し安い地区もある

のか。また、単身者や学生に対し、負担を和らげる配慮はあるのか。

応答 詳細は把握しておりませんが、極端に安くなるというようなことはありません。賃貸物件については、短期間の居住であり若い世代が多いことから、自治協会費を半額にする、消防費や防災費は貰うがそれ以外の会費をいただかないといった独自の取り組みをしている自治協会があります。しかし、それは賃貸物件の加入促進のための地元が考える対策であり、トータルすると年間7,000円から8,000円はすると思います。

質疑 ちょっと会費が高い気がするがいかがか。

応答 昔からのものですので、それぐらい払うものだという感覚でおります。

質疑 支援補助金で様々な加入促進活動を行っているが、一番効果があると思われるものは何か。

応答 聞き取り調査をした際、子どもを通じたPRが案外効力を発していました。未加入の方が子どもの催し等でコミュニティセンターに来た時、コミュニティセンターの職員や自治協会の役員が何気なく自治会活動の話をします。その時は説明だけに留めますが、回数を重ねることで話をできる関係になり、加入につながったということがあります。一堂に集めて説明会をするのも大事だが、そういった小さな積み上げが大切なのかなと感じます。

質疑 支援補助金は、手当も対象となるのか。

応答 手当は補助の対象としておりません。自治協会の活動も手当を貰わずにボランティアでやっているところがたくさんあります。

質疑 選択校区制が加入の障害となっていて、町内会作りが難しいという意見があるがどうか。

応答 全域ではなく、一部で選択校区制をとっています。例えば、四絡に住みながら四絡の活動に接点が無く付き合いをしないというようなことがあり、自治協会からこれではいけないのではないかという意見はいただいております。しかし、選択校区制を利用している保護者からは、このままでという意見が多いです。

質疑 旧住民と新住民の関係がうまくいかず町内会に加入しないというようなこともあると思うが、そこでの成功事例はあるか。

応答 基本的に、新しい分譲地やマンションが建った場合、既存の町内会に入るという形ではなく、そこで単位町内会を作ります。また、アパートやマンションの建設時、地元の自治協会の役員が業者をお願いに行かれる際、町内会を結成してくださいということを契約の条件の中に入れてもらうようお願いいたします。成功事例としては、50世帯の分譲マンションでしたが業者の協力を得まして、契約の中に入れていただき、50世帯が埋まった時点で町内会ができたケースも1件あります。その他においては、建設時からお

願いし、管理組合ができた時点で必ず説明会を開催するといったことや賛同していただけるだけで集まって町内会を作るということもあります。

質疑 自治会長の任期はどのぐらいか。

応答 単位町内会の会長は、だいたい1年交代で持ち回りです。

質疑 43のコミュニティセンターがあるということだが、これは公民館とは別物か。

応答 別物です。コミュニティセンターは自治振興課が所管です。

質疑 人口規模からして、43は少し多い気がする。それぞれに館があり職員を配置しているのか。

応答 センター長を入れて平均4名の職員がいますが、市の職員ではありません。コミュニティセンター運営協議会を立ち上げまして、その中で地元採用をしています。

質疑 コミュニティセンターは証明書発行業務等も行っているのか。

応答 行政の機能はありません。合併前の旧市町単位で各1箇所支所を設けていますので、行政手続についてはそちらに行ってください。

質疑 コミュニティセンターの館は市が建てているのか。

応答 そのとおりです。調理実習室、小中大会議室等があり、それなりの大きさがあり、自治活動や団体活動の拠点として活用されています。

質疑 コミュニティセンターに対する予算はどうなっているのか。

応答 コミュニティセンターの運営管理に関する部分、水道代、光熱費等については、市で予算を持ち、直接支払いをしています。活動費については、自主企画事業や団体助成という形で、市からコミュニティセンター運営協議会に補助金を出して使っていただいている状況です。予算ですが、コミュニティセンター管理運営委託ということで、市からコミュニティセンター運営協議会に出しているお金は、平成25年度当初予算で6億2,000万円です。センターの管理費、施設整備費は8,000万円です。

質疑 コミュニティセンターで働く職員の人件費はどこから出るのか。

応答 建物に関するものは市が直接払いますが、職員の人件費や活動費については市からコミュニティセンター運営協議会にお金が渡り、そこから支払われます。

質疑 コミュニティセンター運営協議会のメンバーはどういう人達か。

応答 教育長、教育委員長、自治会の役員、小中学校の校長先生の代表の方などの21名です。

質疑 センターの職員はいくらぐらい貰えるのか。また、平均年齢について伺いたい。

応答 センター長で約20万円、チーフで18万円、一般職員で15万円から16万円です。平均年齢はセンター長が63.6歳、チーフが52.6歳、その他が46.7歳となっておりますが20代の方もおります。男女比については、女性が圧倒的に多いです。

質疑 地域の方が雇用されるのか。

応答 地域の方を雇用させていただいております。

質疑 センターの職員には、年金等は付いているのか。

応答 共済費が付いています。健保、厚生、介護、労災、雇用保険を掛けています。